

発行番号： 46号

発行日： 2009年4月

内容： 現地法人設立前の親会社立替金の処理手続き

筆者： IGL (VIETNAM) CO., LTD. チャン・グエン・チュン

## **1. はじめに**

現地法人(以下、子会社)が設立されて現地決済が可能になるまでは、海外の投資家(以下、親会社)が子会社の設立や開業の準備に要する諸費用を立て替えることが一般的である。ところが、実務においてこの立て替えに関し税務上、会計上望ましい処理をしていないため、子会社が親会社に立て替え金を返済(海外送金)できない事例や、費用が法人税上損金算入できない事例等が多く発生している。本稿では、現地法人設立時の立て替えに関する問題、およびそれを解決するために必要な手続きについて解説する。

## **2. 立替金の事例及び実務上の問題**

親会社が子会社の代わりに立て替えることが一般的な費用等の事例として、以下のような項目がある。

- 事務所や土地リースの保証金
- 事務所賃料、土地リース料
- 会社設立代行報酬(コンサルティング会社への支払い)
- 会社設立活動に要した交通費(飛行機代、タクシー代)、宿泊代や食事代
- その他、本来現地法人が負担すべき費用

子会社の設立・運営全般に及ぶこれら費用や支出をどのように判断するかについては、個々の企業の経営判断や日本の税務上の判断等が考慮されるが、会計や税務上、然るべき処理を失念したことにより、下記のような問題が発生する可能性がある。

- ・子会社が親会社に立替金を返済(海外送金)できない
- ・子会社において付加価値税(VAT)が控除できない
- ・費用が法人税上損金算入できない

## **3. 実務的対応**

### **3.1 立替金の送金処理手続**

立替金の返済は通常、銀行の海外送金により行われる。海外送金時に必要な書類は返済登録証と費用立替契約書である<sup>1</sup>。さらに、費用立替契約書は日本語版や英語版以外にベトナム語版も用意する必要がある。

ところが、これらの書類不備のため、海外送金ができないケースが多くみられる。また費用立替契約書に関して言えば、ベトナム現地子会社の法人税の損金算入のための根拠や経理処理の観点から、親会社と子会社間で結んだ費用立替契約に基づき、設立費用等は親会社を立て替えることを明記しておくほか、立替金の明細(日付、内容、金額、支払先など)を作成し、親子間で合意して

おく必要がある。

### **3.2 インプット付加価値税(VAT)の申告**

インプットVAT を申告できるために以下の2条件がある<sup>i</sup>。

① 購入した物品やサービスの公式インボイス(ベトナム子会社の会社名、住所、税コードが明記されるもの)を提出できること。

② 購入した物品やサービスの銀行送金時の送金証明書を提出できること。

ただし、一回あたりの購入物品やサービスの総額(VAT 込)が2,000 万ドン以下の場合、現金での支払いも認められ、領収書の提出が必要である。しかしながら、子会社が設立される前の段階では、公式インボイスの宛先は子会社ではなく親会社となるため、子会社がインプットVAT を申告できない。よって、子会社設立後に当該インボイス修正手続きが必要となる。その際、発行先と協議してインボイス修正合意書を作成し、修正理由と内容を明記した上、インボイスに記載された会社名や税コードを子会社のものに修正する。

### **3.3 法人税法における損金算入要件**

現行法人税法により、企業の通常の生産・経営活動に直接関係する費用、かつ、定款への記載、費用立替契約書および適切な領収書の入手ができれば損金算入が可能である。立替費用等においては、多くの場合において適切な領収書の入手ができないため、損金算入が不可となる。よって、適切な領収書を入手し、保管することが重要である。

### **3.4 外国契約者税関連**

会社設立前費用については基本的に外国契約者税の対象外であるが、設立に直接関連しない費用や、会社設立後に子会社自らが支払うべき費用等の立て替えについては、親会社から「立替サービス」の提供を受けたとみなされ、外国契約者税が課税される可能性がある。よって、会社設立後に発生した費用については、子会社が支払うべきであり、また親会社から請求される立替費用等の内容については詳細に検討した上で、対象項目を限定することが求められる。

## **4. 終わりに**

企業設立費用として処理されるものは、企業の設立活動を行う際に発生した費用で、通常、出資者により承認されるものである。この費用は調査費用、プロジェクト認可費用、投資許可書が下りるまでの経費などが含まれ、設立費用として損金参入条件を満たすことが望ましい。また、会社設立費用以外の勘定項目で処理すべき親会社立替費用については、資産勘定の妥当性や損金算入可能か否か、別途検討する必要がある。ただ、実務においては企業各々の事情を鑑みて、これらを個別に検証する必要がある。

---

<sup>i</sup> 通達 09/2004/TT-NHNN 第 III 章第 II 項

<sup>ii</sup> 通達 129/2008/TT-BTC パート B 第 III 章 1.3